

新潟県国民健康保険団体連合会

理事会議事録

令和 2 年 2 月 13 日

自治会館本館 301 会議室

出席者 理事本人の出席 11名
書面による出席 5名

開会 午後 2 時 25 分

開会宣言

星総務課長が開会宣言を行う。

理事長挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 久住理事長】

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は公務ご多忙にも関わらず、理事会にご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、昨年末に閣議決定された来年度政府予算案において、国保制度改革に伴い平成 30 年度から追加投入されていた約 1,700 億円の国費は、財政調整機能の強化、保険者努力支援制度など 1,772 億円確保されることとなりました。平成 27 年度から先行実施されている低所得者対策拡充分 1,700 億円と合わせ、国保財政基盤を抜本的強化するための 3,400 億円規模の財政支援は維持されました。

また、保険者努力支援制度は、抜本的強化として、予防・健康づくり事業費分に 200 億円、予防・健康づくり事業を拡大すると高い点数が獲得できるといった評価指標に応じて配分する分に 300 億円、合わせて 500 億円が国保制度改革分と別枠で新規財源として確保されました。

総額は既存分と合わせて前年度の 1.5 倍の 1,500 億円規模となり、予防・健康づくり事業費補助分は従来の国保ヘルスアップ事業 50 億円と統合により約 5 倍の 250 億円に拡充されております。

人生 100 年時代を迎え、保険者における疾病予防・健康づくりの役割が増しており、保険者努力支援制度の事業規模拡充はその取り組みを抜本的に後押しする仕組みであり、地域住民の健康増進や医療費適正化を進める観点から積極的な事業展開が求められているものであります。

本会といたしましても、データを活用した健康づくり、重症化予防推進をはじめとする各種の支援強化はもとより、共同事業の拡大・拡充による保険者事務の負担軽減及び経費軽減を図るため、これまで以上に保険者共同体としての役割を果たしていく所存であります。

最後になりましたが、本日の理事会は、令和 2 年度「事業計画」並びに「各会計予算案」などをご審議いただき、第 147 回通常総会に提出するものであります。後程、事務局より説明がありますので、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げまして挨拶とします。

議事

【議長 久住理事長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきましたので、私から指名させていただきます。柏崎市の櫻井市長さん、弥彦村の小林村長さんのお二人を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案審議に入ります。まず始めに、報告承認事項の(1)「令和元年度会計予算に係る債務負担行為」について事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

事務局長の岡田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、「報告承認事項」について説明いたします。(1)「令和元年度会計予算に係る債務負担行為について」です。資料No.1 の 1 ページをご覧ください。

令和 2 年度から、本会の共同事業として「療養費適正化支援事業」を新たに開始することに伴い、事業実施に係る初期プログラムの導入及び令和 2 年度のパンチデータ処理や被保険者への照会文書発送等の例月業務を委託するための委託業者を令和 2 年 1 月中に選定し、契約締結・作業に着手する必要があるため、予算の裏付けとなる「債務負担行為 総括表」に記載の内容を、昨年 12 月 5 日、理事長専決処分として決裁をいただきましたのでご報告いたします。

以上で報告承認事項の説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(1)につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようありますので、報告承認事項の(1)「令和元年度会計予算に係る債務負担行為」につきまして、報告のとおりご承認いただきたいと存じます。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

ご承認いただき、有難うございました。

只今、ご承認いただきました報告承認事項は第 147 回通常総会に報告するものといたします。

続きまして、議決事項の(1)「規則の一部改正(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、議決事項(1)「規則の一部改正(案)について」説明いたします。資料No.2、1 ページの要旨一覧をご覧ください。

新規事業の開始に伴う規則の一部改正でございます。令和 2 年 4 月 1 日から、療養費適正化支援事業を新たに開始することに伴う国民健康保険事務共同処理業務規則の一部改正でございます。

以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(1)につきまして、ご質問がございましたらお願ひします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、原案のとおりご承認いただきたいと存じます。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

異議なしと認め、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議決事項(2)についてですが、議決事項(2)～(6)の 4 議題については通常総会に提出する議題となります。よろしくご審議お願い致します。

それでは、議決事項(2)「令和元年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、議決事項(2)「令和元年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」資料No.3、1 ページの各会計補正予算総括表(案)にて説明いたします。

「診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算第三次補正」でございます。業務勘定の歳入・諸収入では、保険者間調整の対象療養費の増によるもの、出産育児一時金等に関する支払勘定では、歳入・出産育児一時金等受入金の増によりまして、それぞれ増額補正を行うものでございます。

次に、総括表の下段ですが、役職員退職手当特別会計歳入歳出第一次補正です。歳入・繰入金では、退職者の増により、増額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(2)につきまして、ご質問がございましたらお願ひします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようありますので、原案のとおりご承認いただき、通常総会にて提出することにご異議等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

異議なしと認め、原案のとおり承認し、通常総会へ提出します。

続きまして、議決事項(3)「令和2年度事業計画(案)について」、議決事項(4)「令和2年度負担金及び手数料(案)について」、議決事項(5)「令和2年度各会計 帳入・歳出予算(案)について」、の3題について関連がございますので、一括して事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、議決事項(3)「令和2年度事業計画(案)について」説明いたします。資料No.4の1ページをお開きください。

第1 基本方針でございます。

国民健康保険制度は、制度施行以来、国民皆保険を根幹から支え、長きにわたり、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に大きく貢献をしてきたところでございます。

しかしながら、国民健康保険は被用者保険と比べ、年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高いこと、また、所得水準が低いといった構造的な問題を抱えており、国保保険者の財政は、大変厳しい状況にあります。

さらに、国保の現状を見てみると、被保険者数について、人口減少や後期高齢者医療制度への移行、被用者保険への異動等により減少している状況でございます。

今後も被用者保険の短時間労働者に対する更なる適用拡大が検討されており、国保の被保険者の減少が続くことが予想されますが、一人当たり医療費については、被保険者の高齢化、医療の高度化などにより、伸び続けていくものと思われます。

このような中、国保制度を将来に渡って継続していくため、平成30年4月に国保制度改革が実施され、都道府県が財政運営責任など中心的な役割を担い、市町村が担う事務の効率化、標準化及び広域化を推進していくこと、さらには、財政支援拡充の一つの柱として、都道府県と市町村に対する保険者努力支援制度が本格実施されまして、医療費適正化に向けた取り組みの強化が求められているところでございます。

令和元年5月に公布されました「医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」では、国保連合会の業務として、国保法に「レセプト・特定健診等情報などの情報収集、整理及び分析並びに活用促進に関する業務」が追加されました。また、6月

に閣議決定された「骨太の方針」では、予防・重症化予防・健康づくりの推進と医療・介護の制度改革が、同じく閣議決定された「規制改革実施計画」では、医療等分野におけるデータ利活用の促進が重点的な取組として示されたところでございます。本会としましては、このような医療保険制度を取り巻く環境の変化を十分認識し、保険者の共同体としての負託に、なお一層応えていくため、データの評価・分析等に従事する職員の育成を進めてきており、各種統計や分析に関する専門性を高めていくことで、データを活用した保険者支援を推進していきます。

また、引き続き、保険者ニーズを取り入れた共同事業の実施、保険者事務の標準化に向けた積極的な取り組みを行い、保険者の事業運営の効率化や経費削減に貢献できるよう努めて参ります。

併せまして、本会は診療報酬等の審査支払業務を担っており、どのような状況下におきましても診療報酬等を遅延なく円滑に支払うことが求められています。

この社会的責務を果たすため、平成 30 年度に策定した「災害時業務継続計画(BCP)」に基づき、大規模災害時におきましても適切な対応を行って参ります。

これらの事業の推進にあたり、最小の経費で最大の効果を引き出せるようコスト最適化、経費削減を行い、保険者ニーズに沿った業務の強化・拡充、環境の変化や新たな課題に対し、的確に柔軟に対応できる人材の育成に取り組み、より一層保険者から信頼される国保連合会を目指して参ります。

第 2 重点事項でございます。

基本方針に基づきまして、取り組みの柱として 2 ページ上段の囲みに記載の 7 つの項目を重点項目といたしました。

1 保険者ニーズを反映した共同事業の円滑な実施についてです。

各保険者に共通する事務の一元的処理による負担軽減と事務の標準化、共同処理によるスケールメリットを活かした経費削減に寄与するため、保険者業務の調査研究や共同事業検討委員会及び広報委員会において協議を行い、保険者ニーズを反映した事業の拡充と改善を図り、各種事業の円滑な実施に努めます。

具体的な実施事業につきましては、(1)の第三者行為損害賠償求償事務をはじめ、高額療養費支給勧奨通知の作成など、記載の 13 の事業を行って参ります。

2 診療報酬明細書等の審査及び支払業務の充実・強化についてです。

本会基幹業務であります診療報酬等審査支払業務については、画面審査システムを最大限活用し、チェック項目の精査及び拡充を図ります。

また、今年度より実施しています「はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費(あき療養費)の審査業務」については、確実かつ円滑な運用に努めます。重点項目として、(1)から(7)までの項目を記載させていただきました。具体的には、審査担当職員の研修の実施や高点数レセプトの重点審査、職員の審査事務共助力の向上及び保険者再審査の一次審査へのフィードバック等を行い、審査業務の充実・強化に努めるとともに、審査委員会や関係団体との連携を一層密にしまして、情報の共有化や診療報酬の適正化及び審査基準の統一化を図って参ります。

3 後期高齢者医療広域連合受託業務の円滑な運営についてです。

(1)の診療報酬等審査支払業務をはじめ、記載の 11 の業務を受託し、各種業務について広域連合と十分な連携を図りながら、確実かつ円滑な業務運営に努めて参ります。

4 保険者が行う保健事業への支援についてです。

保険者では、被保険者の健康保持増進、医療費適正化に向け、データヘルス計画等の策定・評価など、積極的に保健事業に取り組まれていることと存じます。こうした中、本会では、(1)の保健事業推進委員会や(3)の国保データベースシステム等の活用をはじめ、記載の9つの各種事業を実施し、保険者が行う保健事業支援を行って参ります。

5 介護保険関連業務並びに障害者総合支援給付費審査支払等業務の円滑な運営についてです。

高齢者の増加に伴い、介護認定者も増加し、介護給付費も年々増加している状況です。こうした状況の中、介護保険審査支払システム等により確実な審査支払業務を行うとともに、介護給付適正化対策事業の充実を図り、保険者支援業務の円滑な運営に努めて参ります。

6 オンライン資格確認システムに関する業務への円滑な対応についてです。

令和3年3月の運用開始を目指して検討されており、オンライン資格確認システムに関しまして、業務へ円滑な対応を行うため、国保情報集約システムを使用した正確な被保険者情報データの集約を行います。そのために、保険者や医療機関等と連携し運用テスト等を的確に実施して参ります。

7 人材育成の更なる推進及びコンプライアンスの徹底です。

本会では、「スキル向上」「モラル向上」「目標達成に向けて行動する」を目標に掲げ、研修等様々な学ぶ機会を企画し、職員一人ひとりの意識改革と意欲の高い人材の育成を目指しております。

また、人材育成とともに、職員のコンプライアンスの徹底を図るため、適時コンプライアンス委員会を開催し、委員会委員を通じて職員に対しまして啓発を行います。

具体的には、(1)の人材育成に関する各種研修会の実施をはじめとした、記載の6項目の取り組みを推進して参ります。

第3 実施事業でございます。

1 会務の運営についてです。

会務運営を円滑に行うため、機関会議として、総会をはじめ記載の5つの会議を、また、諮問会議としまして、2つの委員会を開催します。

2 協議会等の開催についてです。

記載の、国民健康保険診療施設協議会の総会、運営委員会の開催及び国保運営協議会連絡会関係の総会・研修会等を開催します。

3 国民健康保険制度改善強化運動の推進についてです。

国民健康保険制度改善及び財政基盤の強化と事業の円滑な運営を図るため、地方6団体及び国民健康保険中央会等が主催する国保制度改善強化全国大会に参画し、その宣言・決議事項に基づき、保険者及び関係団体と連携し、国等に要請を行って参ります。

4 広報宣伝事業についてです。

平成30年度に設置しました広報委員会におきまして、各種の広報事業や新たな共同事業の実施に向けた協議・検討を行うとともに、保険者に対しまして諸情報の提供と被保険者に対しましての広報・啓発活動の推進に努めて参ります。

具体的には、(1)の「国保新聞」の発送や(2)の国保被保険者証更新ポスターの作成・配布など、記載の7つの事業を行って参ります。

5 特定健診・特定保健指導等に関する事業についてです。

国保被保険者及び後期高齢者医療被保険者に係る特定健診及び特定保健指導並びに 39 歳以下の健診等につきまして、特定健診等データ管理システム等を運用し費用決済等、記載の 4 つの業務を行います。

6 診療報酬等審査支払に関する事業についてです。

審査支払に関する事業については、重点事項 2「診療報酬明細書等の審査及び支払業務の充実・強化」に掲げるものの他、記載の診療報酬審査委員会の開催をはじめ、7 つの事業を行って参ります。

7 共同電算処理事業についてです。

国保総合システムを構成する、記載の(1)国保共同電算処理システム、(2)保険者レセプト管理システムを活用いたしまして、各保険者に共通する事務の一元的処理により、事務処理の効率化と経費の削減を図って参ります。

8 介護給付費等審査支払に関する事業についてです。

介護給付費等審査支払に関する事業では、重点事項 5「介護保険関連業務並びに障害者総合支援給付費審査支払等業務の円滑な運営」に掲げるものの他、記載の(1)介護給付費等審査委員会の開催をはじめ、3 つの事業を行います。

9 個人情報等の保護・管理の徹底でございます。

保険者からお預かりする重要な個人情報及び特定個人情報の取り扱いに際しては、法令、本会規則及び本会が認定を受けるプライバシーマーク制度に係る個人情報保護マネジメントシステムの運用マニュアル等に基づきまして、個人情報等の厳正な保護・管理に努めるとともに、職員研修を実施し、職員の個人情報等に対する意識づけの徹底を図って参ります。

続きまして、議決事項(4)「令和 2 年度負担金及び手数料(案)について」説明いたします。

資料No.5 の 1 ページをご覧ください。令和 2 年度負担金及び審査支払手数料等(案)であります。各種負担金については、令和元年度と変更なくお願いするものであります。

2 ページをお開きください。2. 審査支払手数料等から 5 ページの 7. 特定健診・保健指導手数料につきましては、令和元年度の決算見込等から変更を行わず、前年度同額でお願いするものです。

6 ページ、7 ページをお開きください。8. 共同事務処理事業手数料であります。国保の共同事務処理事業につきましては、表の区分欄に記載の国保レセプト二次点検業務から 7 ページ下段に記載の国保情報集約システムの運用までを共同事務処理事業として受託し実施をさせていただいております。

表の手数料の額欄をご覧ください。令和 2 年度における各種事業の見直しに伴う手数料、また、新規事業であります 7 ページ上段に記載の柔整療養費支給適正化事業の手数料については、それぞれ太字で記載の手数料額とさせていただきたくお願いするものでございます。

8 ページをお開きください。9. 後期高齢者医療共同事業手数料でございます。

国保の共同事務処理事業同様に後期高齢者医療広域連合から事業を受託し実施をさせていただいております。

後期高齢者医療の共同事業におきましても、令和 2 年度におけるレセプト二次点検業務の見直しに伴う手数料、また、新規事業であります表に記載の柔整療養費支給適正化事業の手数料につ

きましても、太字で記載の手数料額とさせていただきたくお願いするものでございます。

続きまして、議決事項(5)「令和元年度各会計歳入歳出予算(案)について」説明させていただきます。資料No.6 の 1 ページをお開きください。会計ごとの総括表にて説明させていただきます。

まず、一般会計です。本年度は、対前年度比 3,409 万 9 千円減の 4 億 1,405 万 5 千円の予算額となっています。主な減額要因といたしましては、被保険者の減少に伴う第一種負担金の減、また、令和元年度に行いました特定健診システム機器更改完了に伴う積立金繰入金の減でございます。

次に、各特別会計ですが、診療報酬審査支払特別会計から特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計までの 5 つの特別会計には、それぞれ「支払勘定」がございます。

「支払勘定」につきましては、国民健康保険診療報酬費と後期高齢者医療診療報酬費であり、介護保険事業と障害者総合支援事業の給付費であります。

また、特定健診・特定保健指導等は、健診等の費用でございます。

各支払勘定の予算編成にあたっては、過去 3 年間の支払実績及び令和元年度の決算見込等を踏まえ予算計上しております。

支払勘定について、一点、説明させていただきます。

総括表上段の診療報酬審査支払特別会計欄の一番下に記載の抗体検査等費用に関する支払勘定ついてですが、これは令和元年度に国からの要請により、風しん対策事業に係る抗体検査等支払事務を新規に受託し、令和元年 5 月 27 日に理事長専決処分として、支払勘定を新設させていただいた事業でございます。令和 2 年度の予算については、令和元年度の支払実績及び令和 2 年度の受診対象者数を考慮し、5 億 2,742 万 2 千円を計上させていただきました。

次に、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定ですが、対前年度比 2,219 万 1 千円減の 14 億 6,165 万 2 千円となっております。事業費の予算規模といたしましては、概ね前年度と同規模となつておりますし、主な減額要因といたしましては、取扱件数の減少に伴う手数料収入の減、スケールメリットを生かした共同事務処理事業見直しによる共同事務処理事業手数料単価の引き下げなどによる減額でございます。

続きまして、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。対前年度比 1 億 6,371 万 8 千円減の 13 億 6,477 万 5 千円となっております。後期高齢者医療の事業費の予算規模につきましても概ね前年度と同規模となっておりますが、事業費の主な減額要因といたしましては、令和 2 年度本稼働予定の後期高齢者医療請求支払システムの機器更改が、今年度完了し、令和元年度の当初予算に計上した機器更改費用約 1 億 6,300 万円が不要となったことから減額となっております。

次に、介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定です。対前年度比で、4,079 万 8 千円減の 3 億 2,713 万 3 千円となっております。減額要因といたしましては、令和 2 年度本稼働予定の介護保険審査支払等システムの機器更改が、今年度完了し、令和元年度の当初予算に計上した機器更改費用約 4,080 万円が不要になったことにより減額となっております。

続きまして、障害者総合支援法関係業務等特別会計の業務勘定です。対前年度比 30 万円増の 7,867 万 9 千円となっております。主な要因としては、取扱件数の増加に伴う審査支払手数料収入の増、また、介護保険事業関係業務特別会計同様、令和 2 年度本稼働の障害者総合支援給付費審査支払システムの機器更改が今年度完了したことによる減額となり、合わせて、微増ではあり

ますが約30万円の増額となっております。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の業務勘定です。対前年度比1億5,577万6千円減の1億5,394万1千円となっております。減額の主な要因としましては、これも後期高齢者医療事業関係業務特別会計同様、令和2年度本稼働予定の特定健診等データ管理システム及び独自システムの機器更改が、今年度完了し、令和元年度に当初予算に計上した機器更改費用約1億5,500万円が不要になったことから減額となっております。

次に、役職員退職手当特別会計です。対前年度比370万7千円減の5,842万2千円となっております。令和2年度の退職予定者は1名でございます。

以上、令和2年度予算総額は、対前年度比113億8,234万8千円増の7,376億2,429万4千円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(3)～(5)の3議題につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

【理事】

今ほど、最後にご説明いただきました令和2年度の予算部分ですが、まず診療報酬の部分で「出産育児一時金」の見込増について、先ほど補正のところでもご報告ありましたけれども、今どき出産育児一時金が増になるのはどういうことなのか教えていただきたい。

それと「障害者総合支援法」の「障害介護給付費」、「障害児給付費」の見込増について、この辺を教えていただきたい。

【事務局 岡田事務局長】

それでは1つ目でございますが、ご回答いたします。これは年々減少していることは事実です。平成30年度予算では多く見込みすぎてしまい、実際の支払額よりかなり多かったため、令和元年度予算では1億円ほど減額して見込みましたが、今年度決算見込により予算不足が生じることとなり、補正を組むことになりました。このため令和2年度の予算では、調整幅を持たせ増額とさせていただきました。

それから、「障害者総合支援法関係業務特別会計」の支払勘定ですが、これについては先ほど説明しました、過去3年間の推移、あるいは、前年度と比べまして、認定者数の増加が見込まれることから増額予算となっております。

【議長 久住理事長】

他にご質問ありますか。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

他にご質問等がないようありますので、議決事項の(3)～(5)の3議題につきまして、原案のど

おりご承認いただき、通常総会にて提出することにご異議等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

異議なしと認め、原案のとおり承認し、通常総会へ提出します。

続きまして、議決事項(6)「表彰規程に基づく国保永年勤続表彰者の選考(案)について」、議決事項(7)「第 147 回通常総会の開催日程(案)について」の 2 議題について、一括して事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、議決事項(6)「表彰規程に基づく永年勤続表彰者の選考(案)について」説明いたします。

資料No.7、2 ページをご覧ください。表彰については、総会において行うものでございます。今年度の被表彰候補者は、ご覧のとおり、9 名の皆様方でございます。ご選考のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議決事項(7)「第 147 回通常総会の開催日程(案)」についてです。資料No.8 でございます。1 ページをお開きください。

第 147 回通常総会を、令和 2 年 2 月 19 日水曜日、午後 1 時 30 分から自治会館本館 2 階 201 会議室において開催するものでございます。

本日協議いただいた案件について、ご審議いただくものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(6)、(7)の 2 議題につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようでありますので、議決事項の(6)、(7)の 2 議題につきまして、一括してお諮りいただき、原案のとおりご承認いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。なお、只今決定致しました表彰者につきましては第 147 回通常総会の場にて表彰する予定としております。

次に、議決事項の(8)「事務局長の定年退職に伴う後任について」私からお諮りいたします。

岡田事務局長が、来月 3 月末で定年退職を迎えるにあたり、後任者について、正副理事長及び

常務理事で協議した結果、現事務局次長の石井博和さんを4月1日付けで昇任させることについて、意見の一致を見ました。

本会規約第34条第2項の規定により、事務局長の人事は、『理事会の同意を得て理事長が任命する』とありますので、理事の皆さんからの同意を求めるものでございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

ありがとうございました。それでは、岡田事務局長、石井事務局次長より、それぞれご挨拶をしていただきます。よろしくお願ひいたします。

【事務局 岡田事務局長】

私は昭和53年4月に入職いたしまして、以来42年間勤めさせていただき、最後の3年間は事務局長という大役を仰せつかりましたが、役員の皆様方をはじめ、保険者の皆様、関係団体の皆様、職場の諸先輩、職員、大勢の方々の支えがありまして今日まで務めさせていただきました。本当に心より感謝申し上げます。

振り返りますと、昭和59年の退職者医療制度の創設や、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設など幾多の改革が行われてまいりました。とりわけ都道府県が財政の責任主体となり、市町村とともに国保制度を担うという半世紀ぶりの国保制度の大改革であります新国保制度が平成30年度に施行されました。この大きな改革である新国保制度施行後におきましても、本会の役割、責務であります診療報酬等の審査支払事業をはじめとした各種事業の実施については今まで遺憾なく業務を行わせていただいていることにつきまして理事長はじめ役員の皆様方のご指導の賜物と重ねてお礼申し上げます。

国民健康保険制度を取り巻く環境は、被保険者の高齢化、医療の高度化等により、一人あたりの医療費は伸び続けておりまして、国保財政は大変厳しい状況ではございますが、保険者の共同体としての本会の事業運営につきまして今後とも役員の皆様方の変わらぬご指導を賜りますよう、お願い申し上げる次第でございます。また、後任には石井次長に引継ぎを致しますが、私以上にご支援いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

【事務局 石井事務局次長】

事務局次長の石井でございます。理事の皆様からご承認いただきまして誠にありがとうございます。岡田事務局長の後任ということで、今後重責を担うことになりましたが、身の引き締まる思いであります。国保連合会が保険者の共同体の使命を果たすべき、誠心誠意、精一杯務めて参る次第でありますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。

【議長 久住理事長】

ありがとうございました。

以上をもちまして全議案の審議が終了いたしました。全体を通して何かご質問等はございませんか。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問等がないようありますので、以上をもちまして議事を終了致します。

皆様のご協力により本日提案いたしました案件すべてにつきましてご承認いただきましたことに感謝申し上げて議長の任を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 30 分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和2年3月30日

議長

久住時男



令和2年3月18日

署名理事

櫻井雅浩



令和2年3月25日

署名理事

小林豊彦

